

JASE

現代性教育 研究ジャーナル

2012 年

No. 11

2012年2月15日(毎月15日)発行

財団法人 日本性教育協会

THE JAPANESE
ASSOCIATION
FOR SEX EDUCATION

〒112-0002 東京都文京区小石川2-3-23 春日尚学ビル Tel.03-6801-9307 Mail info@jase.or.jp URL http://www.jase.or.jp 発行人 鈴木 勲 編集人 本橋道昭
© JASE. 2012 All Rights Reserved. 本ホームページに掲載している文章、写真等すべてのコンテンツの無断複写・転載を禁じます。

contents

第12回関西性教育研究セミナー報告……………	1
北丸雄二のニューヨークレポート⑪……………	7
「ありのままのわたしを生きる」ために⑪……………	8

今月のブックガイド……………	9
JASEインフォメーション……………	10

■第12回関西性教育研修セミナー報告

支援学校における教育とケア

第12回関西性教育研究セミナーが、2011年12月11日(日曜日)午後1時より、関西学院大学大阪梅田キャンパス K.G ハブスクエアで開催された。今回は「支援学校における教育とケア」がメインテーマであった。2つの講演と実践報告、ディスカッションが行われた。

冒頭に、今回の関西性教育研究セミナーの運営主体である関西性教育研修セミナー運営委員会から挨拶と趣旨説明があり、その後「福祉と教育の谷間～性の問題に対する視座への問い～」、「性の問題行動への教育的アプローチ」、「知的障がいのある生徒への支援実践」をテーマに講演と実践報告がなされた。講演後、講師と会場の間でディスカッションが行われた。



主催者あいさつ

◆講演

福祉と教育の谷間

性の問題に対する視座への問い

大阪府立大学人間社会学部教授の東優子氏は、WAS(世界性の健康学会)「性の権利委員会」委員長でもある。今回のセミナーには、特別支援教育に関連した仕事に従事している参加者が大半ということも考慮し、東氏は、「性の健康と権利」、「セックス・エリートと性的抑圧」、「障害をもつ人々の性と社会」の3つの内容で講演をされた。

最初のテーマ「性の健康と権利」については、「セクシュアリティを構成する要素」として、倫理的側面、文化的側面、生物学的側面、心理学的側面をあげセクシュアリティの多次元性についてふれ、歴史的な流れを概観された。その後、2002年にWHOが再定義した「性の権利」を保障するための重要10項目を示された。

1. (性と生殖に関するヘルス・ケア・サービスが受けられるということを含め) セクシュアリティに関する最高水準の健康
2. セクシュアリティに関する情報を求め、受け、分かち合うこと
3. セクシュアリティ教育
4. 身体保全の尊重
5. パートナー選択の自由
6. 性的活動に関する自己決定
7. 合意上の性的関係
8. 合意上の婚姻
9. 子どもを持つか持たないか、持つとすればいつ持つかに関する自己決定
10. 満足でき、安全で、楽しめる性生活の保障

この「性の権利」の重要項目を、「セックス・エリート」というブラック・ユーモアと対比しながら、セックス・エリートではない人々とは、どのような人々なのかを示した(図1、2)。

「障害をもつ人々の性と社会」については、「性の権利」という、障がいをもつ人にとっても当然の権利が、「セックス・エリート」たちとは異なり、世間の理解と承認を求めなければならないという状況にあるという現状を述べ、日本をはじめ世界各国の優生保護法の内容と変遷にふれ、障害をもつ人々に対する「性的介助」などについて問題点を指摘された。その中で、財団法人世界人権問題研究センターの松波めぐみ氏の「『障がいのある人々の性』が語られる際の常套句」(図3)をあげている。

東氏は、「障がいをもつ人たちの性については、非常に語りにくい現状にあるのですが、隠す社会から、語れる社会にしなければならないと思います」と語り、最後に、ハワイ大学のミルトン・ダイヤモンド氏の次のような言葉を紹介し締めくくられた。

1. 性に関して、ある種の感情や態度が伴わない事実というものは存在せず、そうした態度や感情は、個人や社会の都合で事実さえも変色させてしまうことがある。
2. 一般的な話題や全体的な傾向について話したり、教えたりすることの必要性がある一方で、一人ひとりの人間は「平均」と一致することもあれば、劇

図1

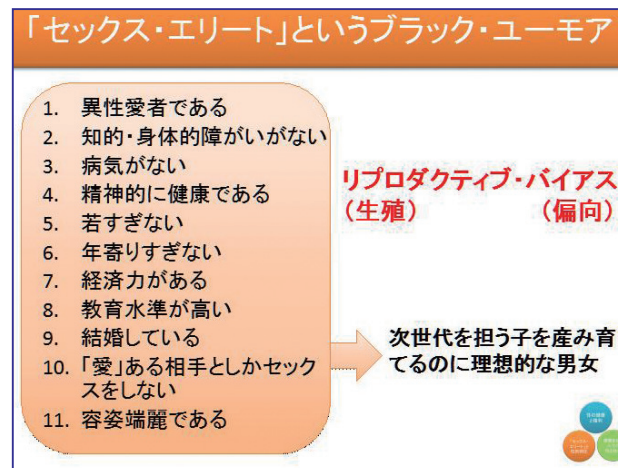


図2

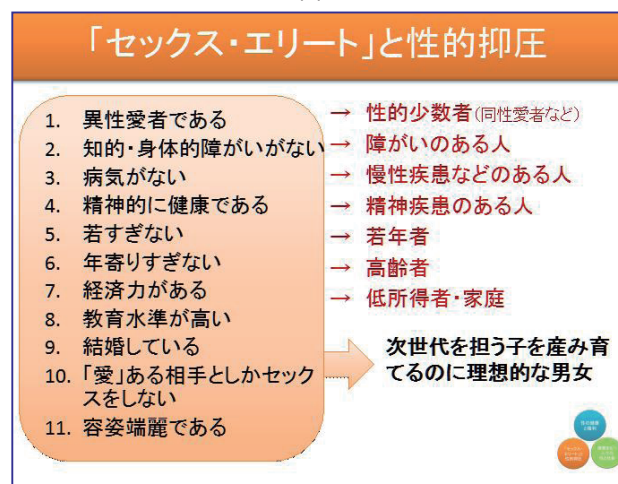
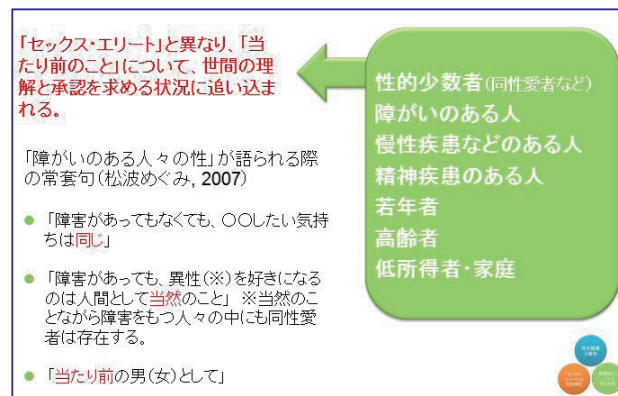


図3 障がいをもつ人々の性と社会



的に異なることもある。その人の問題を個別化することが重要である。

3. 「何がどうである」、「何がどうあるかもしれない」、「何がどうあるべき」ということは、常に明確に区別して語られなければならない。しかし特に「何がどうである」ということは、常に明確に認識されているものではなく、「何がどうあるべきか」については、常に意見が分かれるところであり、流動的なものである。

◆講演

性の問題行動への教育的アプローチ



大阪府池田子ども家庭センターの浅野恭子氏は「性の問題行動への教育的アプローチ」をテーマに、「子どもたちの性行動の理解と対応」、「性的遊びと性問題行動」、「子どもの性問題行動予防のために」、「性暴力治療教育プログラムの概要」の3つの内容について講演された。

「子どもたちの性行動の理解と対応」については、一般的に性行動とはどのようなものかを、就学前、学齢児（7～12歳）の場合について述べられた。

就学前の典型的な性行動は、「プライベート」あるいは「性的」だと考えられる身体の一部（性器や胸など）を触る行動で、多くの子どもの正常な発達の一部であり、ほとんどの専門家が他人に危害を及ぼすとみなしていない行動で、問題行動はほとんど見られないという（図4）。

図4

就学前の子どもたちの 認知・言語・社会面の発達と性的行動①

J.F.SILOVSKY

- 幼い子どもは、「快」を求める。
- 他者の視点から自分自身を見るということをしていない。（自分の行動が他の人にどんな影響を与えるかは十分理解していない。）
- 自意識（はにかみ）がない。



- 人前で、プライベート部分をさわる。
- 他人の面前で服を脱いで裸で走りまわる。
- 身体的境界線にはおかまいなしで、他の人にくっつく。

「学齢児」7～8歳までには社会のルールを理解しはじめ、多くの性的行動が許されないものであると理解する時期で、メディアへの関心が高まり、さまざまな性行動が表れ、問題行動も見られる時期であるという。

浅野氏は、子どもの性行動に対する大人の望ましい態度として、次の3点をあげている。

- ①子どもの性行動に対して、批判的、懲罰的にならない→養育者の反応は、子どもの性的な自己評価、

性同一性、性的判断の一部となる。

- ②性行動は子どもの行動の一部であることを忘れない→性行動にばかり目を奪われて、子どもの肯定的行動に目を向けることを忘れてしまわないように。
- ③自分の性的感情、ファンタジー、行動と子どものそれを混同しないこと→とりわけ前思春期の子どもの性行動は、大人のような性的充足欲求に基づくものではなく、自分の体や他の人の体や、性役割について知りたいと思う気持ちによるものがほとんど。

「性的な遊びと性問題行動」については、性的行動の多くは年齢相応で健全であるが、問題行動は次の8項目で判断できるという。

- ①長期にわたって続いている場合
- ②頻度が高い場合
- ③子どもの対人面・認知面の発達を妨げる場合
- ④年齢や発達の能力差が大きく異なる場合（2歳以上の年齢差）
- ⑤大人が介入しても、頻度が減らない場合
- ⑥性器を痛めるような方法でする場合
- ⑦強制や脅迫、暴力が用いられる場合
- ⑧感情的苦痛（恐怖・不安）を伴う場合

よく言われることに「性問題行動のある子どもは、自身が性被害体験がある」という一種の神話があるが、それについて次のように話された。

「確かに、性問題行動のある子どもは、そうでない子どもより性被害体験は多いという報告はあります。しかし、それは直線的に結びつくのではなく、子どもの性問題行動が起こる背景には複合的な要因があり、性被害者が性加害者になるといった単純な図式は成り立ちません」という（図5）。

図5

でも、必ずしも性虐待歴はない！ むしろ注目すべきは暴力的環境！！

- 子どもの性問題行動が起こる背景には複合的な要因がある！
- 「性被害→性加害」といった直線的なものではない！

【性問題行動のある就学前の子ども】

- 38% 立証された性虐待歴あり
 - 47% 身体的虐待を受けた経過あり
 - 58% 両親間の身体的虐待（DV）を目撃
- （Silovsky & Niec, 2002）

また、性問題行動をもつ子どもが適切な支援を受ければ、将来にわたって性問題行動を示す可能性はきわめて低い、というデータを示された。

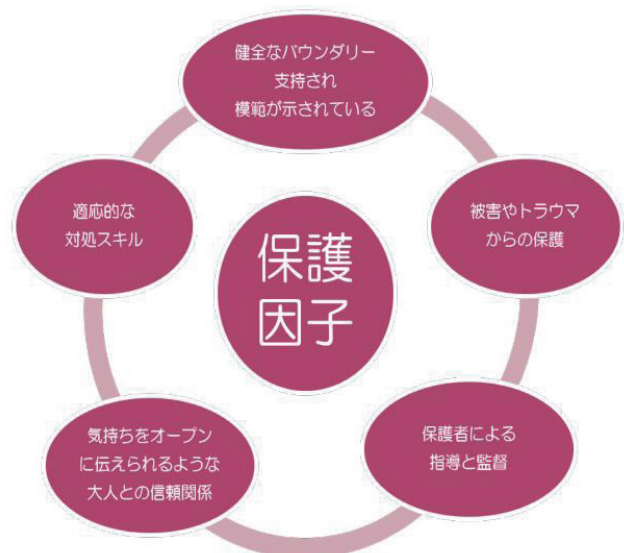
「子どもの性問題行動予防のために」については、「性行動のルール」を明確に示し、それを基準にして、行動の是非を子ども自身に考えてもらうことが重要であるという。その基準となる「性行動のルール」は以下のようなものである。

- ①他の人のプライベート・パーツ（水着で隠されている身体部分）をさわってはいけない。
- ②自分のプライベート・パーツを見せてはいけない。
- ③他の人のプライベート・パーツを見てはいけない。
- ④他の人に自分のプライベート・パーツを触らせてはいけない。
- ⑤一人でいるときは自分のプライベート・パーツをさわってもよい。
- ⑥性的な言葉や行動で他人を不快にさせてはいけない。

「この性行動のルールを通して教えるのは、子どもが加害者にも被害者にもならないようにすることです」また、「子どもの性問題行動を予防するためには、境界線のルールをつくり、健全なバウンダリー（心の境界線）を保たせることが重要です」という。

子どもの性問題行動を抑止するファクターとして、「健全なバウンダリー」、「被害やトラウマからの保護」、「保護者による指導と監督」、「気持ちをオープンに伝えられるような大人とのオープンな関係」、「適応的な対処スキル」の5つをあげている（図6）。

図6 子どもの性問題行動を抑止するファクター



また、性暴力に至るプロセスモデルを示し、4段階の壁をあげ、1つ目の壁を越えさせないための予防で重要なこととして、次の点を確認し、支援及び指導を改善しなければならないという。

【気持ち】

気持ちをオープンに伝えられるような大人との信頼関係があるか。

【性的衝動】

被害やトラウマから保護されているか。

保護者による指導と監督があるか。

健全なバウンダリーが支持されているか。

【適切な充足の阻害】

適応的な対処スキルが示されているか。

健全なバウンダリーの模範が示されているか。

また、大人と子どものコミュニケーションのあり方について、「子どもは自分の気持ちをどう話せるのか？話してもいいと思っているのか？」、「子どもは、本当に知りたいこと、聞きたいことを大人に聞ける状況にあるのか？」、「だめ、だめと言うだけでなく、どうすればいいのか、子どもが乗り越えたいと思っている課題への方策を真剣に一緒に考えているのか？」、「子どもに適切な対処スキルを教え、実践できるようサポートしているか？ 特にこのことは、予防（再発予防）として、いちばん大切」と話す。

「性暴力治療教育プログラムの概要」については、その第一の目的は、再犯防止で被害者を出さないことであり、性問題行動をもつ子どもたちの自立と成長である。そのための有効な治療法は、面接やグループを通しての学習、生活での対処スキル、衝動コントロールの実践、家族支援を並行実施していくことが大切であると述べられ、次のようにまとめられた。

- ・子どもの「性」行動は、その子どもの一部であるので、それだけが独立してあるのではない。問題行動なのか、典型的な行動なのかの判断が必要である。
- ・子ども自身と「性問題行動」はイコールではない。「行動」の問題と捉えて対応を考えていく必要がある。
- ・大人の反応は、子どもの自己イメージに影響するということを理解して、大人の混乱を直接子どもにつけない。
- ・現実には、その行動が憂慮すべきものである場合ほど、否認や最小化がおこりがちである。
- ・適切な対応によって、性問題行動の再発を抑えるこ

とができるので、子どもが理解できるように、「ルール」を教えて、それが守れるように支援していく。

- ・被害を受けた児童（直接被害、間接被害）についても、同様に行動のガイドラインを教えていく必要がある、それによって、被害から加害に転じることや、性化行動による再被害の予防を図ることができる。

最後に、「性加害行動をした子どもの治療教育で大切なことは、ポジティブであること。どうせだめ、どうせ無理、どうせわかってもらえない、どうせ否定されるなどなど、そんな『思考の誤り』を打破するためには、その子のいいところに目を向けること、その子自身が生活の中で『やれた感』を持てるようにサポートすることが不可欠です」と締めくくられた。

◆実践報告

知的障がいのある生徒への支援実践

大阪府立泉北高等支援学校における生徒への支援、および予防的な教育に関する取り組みの報告である。報告者は、同校の養護教諭である池川典子氏と船木雄太郎氏。

泉北高等支援学校では、従来より集団指導として学年ごとに年間3回から4回の性教育を実施、並行して生徒の状況に合わせた個別指導も行っている。これらの指導は、養護教諭を中心に、すべての教員によって実践されている。同校には数少ない男性の養護教諭である船木氏がおり、生徒の性の指導や相談において、両性の特性を活かした工夫がみられる。ちなみに大阪府では、男性の養護教諭は4名であるという。

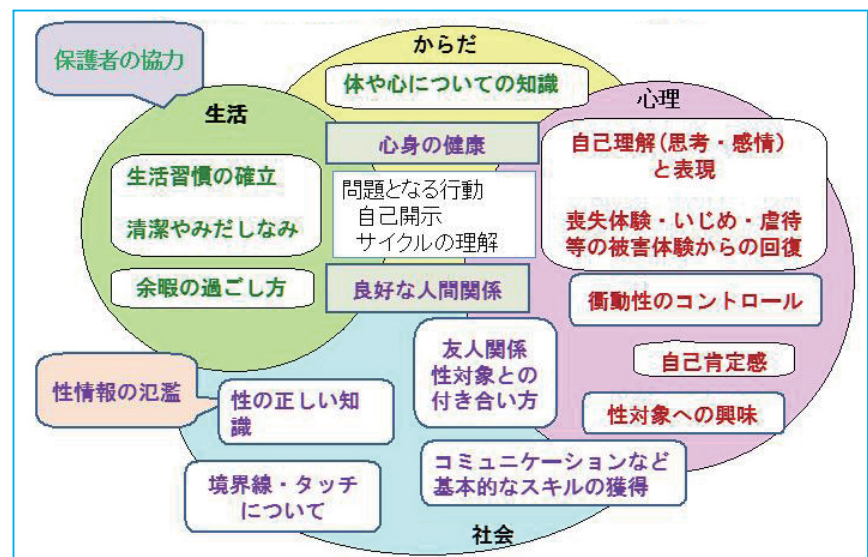
同校は、知的障がいのある生徒のための高等支援学校で、今回の研修セミナーでは、その中の一人の生徒への性の問題行動改善への支援を具体的に紹介された。ここでは、プライバシーの問題もあり、支援の具体例を紹介できないが、支援を通して気付いたことを次のようにまとめておられる。

- ①同じ指導を継続していくことが大切である。
- ・具体的には、生活習慣・清潔や身だしなみに「快」の感情を実感で

- きるように働きかけることで、洗濯物をきれいにたたむほうが気持ちいいというようになった。
- ②小さなことでも悪いことは、注意し、迷惑をかけたことは謝るという行動ができるように関わる必要がある。
- ③学校や家庭での日々の生活の中で、境界線（バウンダリー）を守ることを教える。
- ・物の貸借するとき（他の人の物を使うという境界線を侵す行為）の会話ができるように、ルールを教えることから始め、根気強く続けることが必要であり、そうすることで少しずつ力がついてくる。
- ④感情の学習は指導として行うが、生徒がその感情と言葉をマッチさせて実感を伴うものとするには、日々の生活の中でリアルタイムに関わることを継続していくことが必要である。話せばわかってもらえるという感覚が、コミュニケーションスキルを伸ばし、わかってもらえるようになると、相手の気持ちをわかろうとするようになる。
- ⑤関わる教員が役割分担し、生徒が先入観をもたないように話を進めていくことが大事で、安心して話せる関係・環境が必要である。
- ・生徒が安心して、自分のことを話せるようになると、徐々に自分の課題に向きあうことができるようになってくる。

泉北高等支援学校の取り組みを図式化すると図7のようになる。

図7 問題となる性行動の捉え方と指導



◆実践報告まとめ

個別支援導入のポイント

実践発表後、同校の取り組みをサポートしてきた大阪教育大学学校危機メンタルサポートセンター准教授の野坂祐子氏は、学校での個別支援導入のポイントを次のように述べられた。

まず、教職員の問題意識の共有のための「支援チームづくり」、そして、個別支援を位置づける「枠組み」が大切であると述べられ、学校での個別支援の実践では、生徒のエンパワメントとストレングスの両面に着目することが必要であるという（図8）。

図8 学校での個別支援の実践

● 学習における主体性

- ・生徒の主体性が不可欠 【動機づけ】
（自分は変わる・できる、他者と関わりたい）
- ・「正直になる」ことが受容され、励まされる環境
＝ **エンパワメント**

● 生徒の特性にあわせた指導方法

- ・発達や障がいの特性を考慮した学習方法
- ・少しずつ、何度も、繰り返し、練習しながら
＝ **ストレングス**

泉北高等支援学校の実践から、以下のようなことが見えてきたという。

- ①みんなで考え、みんなで見守るような支援チームづくり
- ②生徒の課題と取り組みを教職員間で共有する
- ③生徒の理解や関心にあわせた個々の教材づくり
例) 境界線 → 「バリア」など生徒になじみのある言葉で説明する
情動調整 → 「モンスターをつくろう」等のワーク
感情の理解 → 色、イラスト、鏡の使用
- ④指導方法の工夫
例) 集中力にあわせた時間配分、生活場面での練習
読み上げ・記入・ロールプレイなどの組み合わせ
- ⑤定期的な保護者との面談
（保護者へのサポートと協働）
〔保護者の状況や気持ち〕
 - ・これまで学校や地域から責められてばかり
 - ・責任は問われるが、誰も助けてくれない



- ・子どもを見守るよう言われるが、具体的に何をすればよいかわからない
- ・親が抱え込むしかない（親が責任をとるしかない）
- ・何をしても無理、もう考えたくない、どうしようもないという無力感

⑥定期的な事例検討会と研修

- ・生徒の近況についての共有
- ・学習の進捗や状況についての報告と共有、検討
- ・生活（学校・家庭・課外活動等）の状況から学習内容の調整
- ・教職員自身の考えや気持ちの共有
（無力感・抵抗感・焦り・喜び・期待など）

とくに「保護者の協力を得ることで、生徒への指導に大きな効果を得ることができたことがわかった」という。

なお、大阪府立泉北高等支援学校の取り組みは、『平成22年度 知的障がいのある生徒のための性教育研究—問題となる性行動を有する生徒への支援に関する取り組み』（報告書Ⅱ）としてまとめられている。

実践報告終了後、5名の講師とセミナー参加者の間で活発な質疑が交わされた。参加者の多くが、実際に生徒のさまざまな性の問題行動への対応を経験されており、具体的な質問が多く、臨場感のあるディスカッションであった。

※「報告書Ⅱ」の詳細については、下記のいずれかの方法でお問い合わせください。

大阪教育大学学校危機メンタルサポートセンター宛に、FAX072-752-9904、またはメール nosaka@cc.osaka-kyoiku.ac.jp で。

※本セミナーは、関西性教育研究セミナー運営委員会の主催、財団法人日本性教育協会の協賛で開催されたものです。